

京都市告示第 62 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年5月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|--------------|------------------|-------------|---------------|---------------------|
| 嵯峨野緯57 号線 | 右京区嵯峨野投淵町7番地地先から | 旧 | メートル 43.00 | メートル 0.70 ~ 0.90 |
| | 同町7番地の12地先まで | 新 | 43.00 | 2.37 ~ 8.78 |

(建設局土木管理部道路明示課)